

1 医療と介護の両方を利用している世帯には負担軽減があります

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減するために高額介護合算療養費制度があります。

この制度は、同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が支給されるものです。なお、対象と考えられる世帯へは北海道後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、印鑑、通帳を持参し保健福祉課保険グループで申請をして下さい。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが「0円」の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。
- 夫が介護のみ妻が医療のみで算定基準を超えた場合も対象となります。

◆自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

※1：世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

○申請される方は、保健福祉課保険グループまでお申し出ください。

【申請に必要な物】 ①広域連合から送付される申請書 ②印鑑（シャチハタ以外） ③通帳

2 医療費通知を全受診者へ送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、ご希望の方を対象に医療費通知を送付していましたが、平成28年9月分より全受給者（平成28年1月～6月に受診された方）に送ります。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※ 確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。

※ この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

◆後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先◆

◆北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

◆保健福祉課保険グループ

電話 35-2120